

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

<p>春日部久喜線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市久喜東四丁目一五二番一地先 から同市久喜東四丁目一二五六番一 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年七月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年七月八日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第八号で告示した道 路区域の供用開始である。 延長 一八〇・九六メートル</p>	<p>備考</p>